



# 想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付せていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会  
業務研究委員会  
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

## こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☞ **ご相談先は裏面に！**

## 信託とは、人生を「想像」し、創造すること！

私たち「叶」のメンバーが信託のプランニングに携わる際に意識していることは、信託を利用することにより「受益者の20年後・30年後の人生をいかに想像し、よりよい仕組みを創造する」ことができるかという点です。

人は、長い人生においてたくさんの「契約」を経験します。売買契約や贈与契約のように、1回限りの契約もあれば、借金に関する金銭消費貸借契約、アパートを借りる賃貸借契約など、長期にわたり契約関係が継続するものもあります。

信託契約も同じように長期間の契約が想定されていますが、借金であれば「借りた●円に利息を

年●%つけて毎月●日に●円ずつ返済する」、アパートの場合でも「この部屋を一人暮らし用の住宅として、毎月●円の家賃で借りる」というように、皆さんがこれまで経験してきた契約のほとんどは、①契約を締結することによって契約当事者の義務が定まり、②その義務を契約期間に亘って履行し続ける、という2点が重要な要素です。

ところが、信託契約の場合、他の多くの契約における①の要素について「契約締結時に契約当事者の義務がすべて確定するわけではない」という特徴があるのです。

「親亡き後」を想定すれば、お子さんの家計状

況や生活環境、身体の症状、福祉・医療・法律などの社会的インフラの変化などの諸条件を、契約締結時にすべて確定、あるいは予測することは不可能です。

不確定要素の存在を前提にしつつも、親御さんの老後、あるいは死後数十年という長期間にわたって、残されるお子さんの将来を取り巻く事象を**想像**し、考えられる最善策を**創造**することが、信託契約に関わる専門家の使命だと考えています。

前回もこの欄でご紹介しましたが、詳細な事情聴取と入念なシミュレーションこそ、「想像し創造する」ことに不可欠な作業といえるのです！

## 民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします！！

**Q・私には、自宅のほか、親から相続した兄弟3名の共有名義の実家がありますが、3名とも「終活」を考える時期を迎えたため、この際に売却することとなりました。何かの準備をしておく必要がありますか？**

A・共有名義の不動産を売却するには、共有者全員が売主として売買契約を締結する必要があります。契約締結から残金決済までは通常の場合1ヶ月程度の期間を要しますが、仮にこの間、共有者のうちの一人が認知症により契約を締結する意思能力が確認できない状態になってしまうと、売買契約は成立しません。この場合、家庭裁判所で成年後見人の選任をしてもらい、選任された成年後見人と他の共有者との間で改めて売却についての話し合いをしなければなりません。

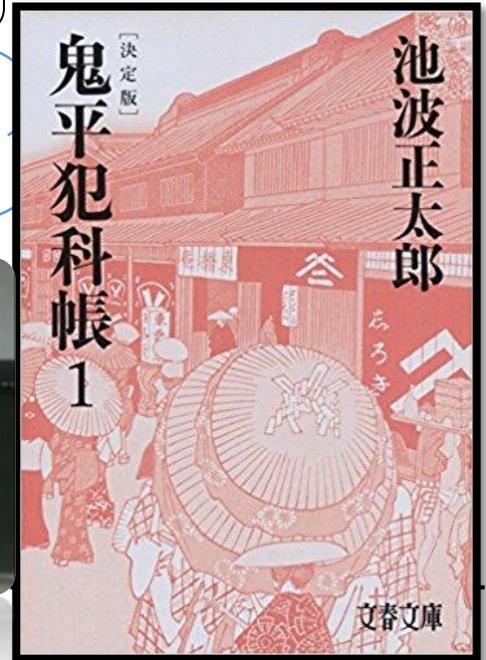
そこで、残金決済までに相当程度の時間を要する可能性がある場合、リスク回避策としても「民事信託」が活用できます。ご兄弟3名を委託者とし、受託者との間でご実家を信託財産とする信託契約を締結します。仲介業者の選定、購入希望者の決定、価格交渉、契約締結、残金決済、買主への引渡しと続く一連の手続きは、すべて受託者の責任において進めることができますね。売却代金は、受益者であるご兄弟3名で按分配当することにより、老後の生活資金として活用することができます。

民事信託は、皆さんに身近な場面でも活用できる制度です！！

職業柄、司法書士は書籍に触れる機会が多いです。  
その書籍の中から、自分だけでなく皆さんにも手に取って  
読んでいただきたい本を紹介したいと思います。



メンバーお勧め  
「この1冊」  
By 中川



## 第2回は 「鬼平犯科帳」 池波正太郎

今回はテレビドラマ、映画、舞台にもなった人気の時代小説のご案内です。毎年スペシャルドラマが  
放送されていたので、ご覧になったことがある方も多いのではないのでしょうか。

舞台は江戸時代後期。放火や押し込み強盗などの凶悪犯罪が多発していた江戸の治安を守るため、幕府  
は、特殊部隊『火付盗賊改方（ひつけとうぞくあらためかた）』を設置し取り締まりを強化しました。  
その特殊部隊の長官で、厳しい捜査を行ったことから『鬼の平蔵』として盗賊から恐れられていた実在  
の人物・長谷川平蔵を主人公とした物語です。

長谷川平蔵は、杓子定規に正しいか、正しくないかだけで判断せず、人の情けや弱さ、狡さなども受  
け入れた上で盗賊一人一人と人間として向き合う粋な人物であり、漢の生き様、美学を感じます。

また、筆者の江戸情緒あふれる文体も魅力で、江戸庶民の日常の暮らし、文化が鮮やかに描かれてお  
り、江戸の街を覗いているかのような錯覚を覚えます。

大人のエンターテインメントに相応しい一冊だと思いますので、是非お手に取ってみてください。

## 考えてみませんか？ ライフステージに合った制度活用

8月17日（木）「地域包括支援センター大平台」様の勉強会に講師として  
参加させていただきました。「ライフステージに合った制度利用」という  
テーマで、高齢者のために必要と考えられる民事信託と成年後見という二つ  
の制度をご紹介いたしました。約50名の職員の方々が、就業後の時間帯に  
もかわらず、熱心に耳を傾けてくださいました。

9月30日（土）10時から、篠原協働センターでも同じテーマで講演さ  
せていただくことになりました。超高齢社会がますます進む環境下、今まで  
以上に高齢者の財産管理について問題になるケースが増えることは容易に予  
想されますので、この機会をぜひご利用ください。（小出）

参加ご希望の方は下記までお問い合わせください。

「高齢者相談センター大平台」（TEL・053-485-2800）



**ご相談・お問い合わせはこちらへ！！**

**☎ 053-589-5745**

**【窓口担当・小出洋史】**

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。